

社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会運営要綱

平成24年12月27日部会長決定

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第七条の規定に基づき、社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第二条 部会は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第二条に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第三条 部会を組織する委員等（以下「部会委員」という。）は5人以内とする。

2 部会委員の任期は、就任した翌年度の末日までとする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 障がい福祉関係者等
- (3) 会計士等

(部会長)

第四条 部会長は、会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第六条 部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第七条 部会長は、会議録を調整し、会議の日時及び場所、出席部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第八条 部会は、会議の公開に関する指針(昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。)の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第九条 部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十条 部会の庶務は、福祉部障がい福祉室生活基盤推進課において行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月27日から施行する。